



おい

おしらせ

年末年始のごみ収集

生活環境課 ☎85-5010

年末年始はごみの収集を行わない日があります。ごみの種類別に年内最後の収集日と年明け最初の収集日をご確認ください。特に、燃やすごみについては、年末最終日から年始初日までの10日間収集を行いませんので、注意していただくとともに、ごみの削減にご協力をお願いします。

町民一人一人がごみ出しのルールを守り、きれいな町で新年を迎えましょう。

また、年末になると、不法にごみを捨てる身勝手な悪質な行為が増えます。このような行為を見かけたときは、松田警察署（☎82-0110）または生活環境課にご連絡ください。

ごみ収集場所で回収するごみ（年末最終日と年始初日）

◆A地区（篠窪、柳、高尾、赤田、山田、金子）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月26日(木)	1月6日(月)
古紙・布・ペット	12月18日(水)	1月8日(水)
容器包装プラ	12月27日(金)	1月10日(金)
ビン	12月17日(火)	1月7日(火)
カン	12月24日(火)	1月14日(火)
不燃ごみ	12月2日(月)	1月6日(月)
有害ごみ	12月19日(木)	1月16日(木)

◆B地区（河原、市場、新宿、吉原）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月26日(木)	1月6日(月)
古紙・布・ペット	12月25日(水)	1月15日(水)
容器包装プラ	12月24日(火)	1月7日(火)
ビン	12月20日(金)	1月17日(金)
カン	12月27日(金)	1月10日(金)
不燃ごみ	12月9日(月)	1月13日(月・祝)
有害ごみ	12月19日(木)	1月16日(木)

◆C地区（根岸上、根岸下、坊村、馬場、宮地）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月27日(金)	1月7日(火)
古紙・布・ペット	12月23日(月)	1月13日(月・祝)
容器包装プラ	12月26日(木)	1月9日(木)
ビン	12月18日(水)	1月15日(水)
カン	12月25日(水)	1月8日(水)
不燃ごみ	12月16日(月)	1月20日(月)
有害ごみ	12月19日(木)	1月16日(木)

◆D地区（上大井、西大井）

種類	年末最終日	年始初日
燃やすごみ	12月27日(金)	1月7日(火)
古紙・布・ペット	12月16日(月)	1月6日(月)
容器包装プラ	12月25日(水)	1月8日(水)
ビン	12月19日(木)	1月16日(木)
カン	12月26日(木)	1月9日(木)
不燃ごみ	12月23日(月)	1月27日(月)
有害ごみ	12月19日(木)	1月16日(木)

せんていえだ 剪定枝の戸別収集

生活環境課 ☎85-5010

- 年末の最終収集日：12月27日(金)
- 年始の最初の収集日：2025年1月7日(火)

■ 収集日前日の12:00までに直接か電話
(12月28日(土)～2025年1月5日(日)は除く)

美化センターへの直接搬入

足柄東部清掃組合 ☎83-1554

- 年末の最終受入日：12月27日(金)
- 年始の最初の受入日：2025年1月7日(火)
- 1月土曜日の受入日：2025年1月18日(土)

直接搬入は予約が必要です。

予約は前日の16:00までに足柄東部清掃組合に直接してください。

搬入希望日が混雑している場合は、搬入日の変更をお願いする場合があります。

長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置

税務課 ☎ 85-5008

次の要件を備えた住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。

家屋要件 ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅

・2026(令和8)年3月31日までに新築された住宅

・人の居住のための部分の面積が家屋の2分の1以上のもの

・住宅部分の床面積が50㎡(一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡)以上280㎡以下

減額期間	住宅の種別	減額期間
	認定長期優良住宅	新築後5年度分
	認定長期優良住宅かつ3階建て以上の中高層耐火住宅等	新築後7年度分

減額範囲 1戸当たり、住宅部分床面積120㎡まで

減額される額 対象家屋の固定資産税の2分の1

申請 新築された年の翌年1月31日までに、次の書類を税務課に提出してください。(家屋調査の際に申請書を記入した方を除く)

①認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申請書 ②長期優良住宅の認定通知書などの写し

既存住宅の各改修工事に伴う固定資産税の減額措置

税務課 ☎ 85-5008

次の要件を満たす改修工事を2026(令和8)年3月31日までにを行った場合は、翌年度以降の該当する期間分の固定資産税が減額されます。

◇耐震改修工事

現行の耐震基準に適合する耐震改修工事を行った場合、固定資産税(120㎡分まで)の2分の1が減額されます。

※ 改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。

減額要件	1982(昭和57)年1月1日以前に建てられた住居用の家屋で、耐震改修工事費用が税込み50万円を超えること
減額期間	1年度分(「通行障害既存耐震不適格建築物」については2年度分)
手続方法	改修後3カ月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(認定長期優良住宅は認定通知書)と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇省エネ改修工事

一定の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、固定資産税(120㎡分まで)の3分の1が減額されます。

※ 改修工事により、認定長期優良住宅となった場合、固定資産税の減額は3分の2となります。

減額要件	・2014(平成26)年4月1日以前に建てられた居住用の家屋(賃貸住宅を除く) ・居住部分が床面積全体の2分の1以上であること ・窓の改修(必須)、床、天井、壁の断熱改修工事(窓と壁は外気と接する部分に限ります。) ・断熱改修工事費用(補助金などを除く)が60万円以上であること。または、断熱改修工事費用が50万円以上であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事と合わせて60万円以上であること。 ・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
減額期間	1年度分
手続方法	改修後3カ月以内に、省エネ基準に適合した工事であることの証明書と領収書などを用意し、税務課に申告してください。

◇バリアフリー改修工事

バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税(100㎡分まで)の3分の1が減額されます。

減額要件	・新築された日から10年以上を経過した居住用の家屋(賃貸住宅を除く) ・65歳以上の方や、要介護、要支援認定を受けた方、障がいのある方が居住していること ・工事費用(補助金などを除く)が50万円以上であること ・廊下の拡張、階段の傾き緩和、浴室改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化 ・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
減額期間	1年度分
手続方法	改修後3カ月以内に、領収書、工事明細書、写真、補助金を受けている場合は、補助金決定通知書、対象者であることを確認できる書類などを用意し、税務課に申告してください。

※ 必要書類など、詳しくは税務課にお問い合わせください。

お知らせ

家屋の取り壊し、未登記家屋を売却・相続された方へ

税務課 ☎ 85-5008

家屋に対する固定資産税は、2025年1月1日現在の所有者に課税されます。2024年中に家屋の取り壊しをされた方は、「家屋取壊し届出書」を提出してください。

また、未登記家屋の所有権を売却や相続などで移転された方は、「未登記家屋の所有者変更届出書」を提出してください。これらの届出書の提出がない場合、取り壊し済みの家屋や旧所有者に対して課税されてしまいます。詳細は、税務課にお問い合わせください。

マイナンバーカード出張申請サポート(ヤオマサあしがらモール店)

町民課 ☎ 85-5006

マイナンバーカードの申請サポートと、健康保険証利用登録サポートを実施します。

場所	実施日時
ヤオマサあしがらモール店	12月18日(水) 10:00~11:30

◆マイナンバーカード申請サポート

持 本人確認書類

お持ちの方は通知カード、マイナンバーカード交付申請書(申請書ID記載のもの)

◆健康保険証利用登録サポート

持 ご自身のマイナンバーカード(有効期限内)、マイナンバーカード登録の数字4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号)

ひとり親家庭等医療費助成制度の現況届の提出

子育て健康課 ☎ 83-8012

「ひとり親家庭等医療費助成制度」を受けている方は、現況届を提出していただく必要があります。提出されない場合は、医療費の助成が受けられなくなりますので、必ず提出してください。なお、該当される方には個別に通知しています。

持 保護者と子どもの健康保険証の写し、必要な方のみ現況届と養育申立書

申 12月2日(月)～25日(水)までに直接

固定資産(償却資産)の申告を忘れずに!

税務課 ☎ 85-5008

固定資産税というと、土地や家屋の印象が強いですが、機械・備品などの償却資産も課税対象の一つです。土地・家屋とは異なり、償却資産は所有者の方が町へ申告する必要があります。

◇固定資産税が課税される償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものです。

◇償却資産の申告について

大井町内に償却資産を所有している方は、2025年1月1日現在の資産状況を1月31日(金)までに申告してください。

※ 申告すべき償却資産が全くない事業者の方は、申告の必要はありません。

◇町内で事業を営んでいる個人・法人の方は税務署・町役場、両方への申告が必要です。

償却資産の例

屋外給排水設備、外構工事、駐車場舗装、エアコン、パソコン、テナント資産、医療機器など減価償却費に含まれるもの(建物本体、自動車など除く)

【町役場への提出書類】

固定資産税償却資産申告書

申告期限 2025年1月31日(金)

【税務署への提出書類】

個人: 所得税青色申告決算書

(一般用・不動産所得用)

法人: 事業年度分の確定申告書

申告期限 2025年2月中旬～3月中旬

がん検診は受けましたか?

子育て健康課 ☎ 83-8012

現代においてがんは、日本人の2人に1人になる病気です。

そのため、定期的な検診による早期発見・早期治療が大切です。

町では対象者へ6月にがん検診の補助券である「がん検診受診券(ピンク色のはがき)」を送付しています。受診の際はご持参ください。



▲町ホームページ

指定医療機関は、生活カレンダーまたは町ホームページでご確認ください。

検診名	内容	対象者	負担金
肺がん検診	胸部エックス線撮影	30歳以上の方	1,000円(70歳以上は500円)
前立腺がん検診	問診・血液検査	50歳以上の男性	800円(70歳以上は400円)
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査	40歳以上の方	500円(70歳以上は300円)
胃がん内視鏡検診	内視鏡検査	50歳以上で偶数年齢の方、今年、バリウム検査を受けていない方	3,500円
子宮頸がん検診	問診・視診・細胞診	20歳以上の女性	1,700円(70歳以上は800円)
乳がん検診	問診・マンモグラフィー検査	40歳以上の女性で前年度未受診の方	2,300円(70歳以上は1,100円)
	問診・超音波検査	30～39歳の女性	1,300円

※ 年齢は2025年3月31日時点。

※ 職場などで受診機会のない方が対象です。

※ 町の補助で受診できるのは年1回です。

申 受診を希望する方は、指定医療機関に直接電話で申し込んでください。

※ 結果は必ず、受診した医療機関で確認してください。(子宮頸がん・乳がん検診は町から結果通知を送付します。)

<お知らせ> 子宮頸がん検診を委託している柴田産科婦人科クリニックは、12月28日(土)をもって閉院します。

農産物品評会への出品のお願い

地域振興課 ☎85-5013

新春恒例の農産物品評会を、2025年1月18日(土)に開催します。昨年度の農産物品評会では、皆様のご協力により310点もの農産物を出品していただき、誠にありがとうございました。本年度も皆さんからの多くの農産物の出品をお願いします。出品物は、町内産の野菜・果実・穀類・加工品(野菜・果実を利用したもの)に限ります。出品のご希望については、生産組合員の方は12月6日(金)までに生産組合長に、それ以外の方は、12月20日(金)までに地域振興課にご連絡ください。

年末の交通事故防止運動

防災安全課 ☎85-5002

12月11日(水)～20日(金)に「年末の交通事故防止運動」が実施されます。年末の慌ただしいこの時期は、交通事故の多発が予想されます。一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、「無事故で年末 笑顔で新年」を迎えましょう。

◇重点項目

- ①歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ③二輪車の安全利用促進

◇夜間街頭運動

📅 12月11日(水) 18:45～19:30
📍 あしがらモールおよび湘光歩道橋交差点

献血にご協力ください

子育て健康課 ☎83-8012

血液は病気やけがの治療などに役立っていますが、長期保存ができないため、常に供給が必要となります。輸血を必要とする患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。

📅 12月18日(水) 14:00～16:30

📍 役場正面玄関前

👤 16歳～69歳の方

※ 65歳以上の方は、60～64歳の間に献血をされた方のみ

※ 男性は45kg以上、女性は40kg以上の方

📄 身分証明書、献血カード・手帳(持っている方)

※ 薬の服用、体調、海外渡航歴などにより、献血できない場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

町営住宅の入居者募集

福祉課 ☎83-8024

募集する住宅 河原住宅(金子735番地) 戸数:1戸(A棟(3DK)4階)

※ 募集内容は変更になる可能性があります。

入居日 2025年3月3日(月)～

月家賃 所得により異なります。(敷金:月家賃の3カ月分)

応募資格 次の全ての条件を満たす方

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること

※ 60歳以上の方や障がいのある方などについては、単身でも入居できます。

(2) 町に1年以上住んでいる、または町で事業を営む事業所などに引き続き1年以上勤務していること

(3) 住宅に困窮していることが明らかなこと

(4) 入居しようとする方全員の2023(令和5)年中の合計所得から下表の控除額合計を引いて、月収額15.8万円以下であること(状況により21.4万円以下)

(5) 地方税などを滞納していないこと

(6) 入居しようとする方が暴力団員でないこと

※ 入居者と同程度以上の収入を有する連帯保証人を設定する必要があります。

※ ペットを飼うことはできません。

提出書類 ①町営住宅入居申込書(福祉課で配布)

②住民票(世帯全員分)

③令和6年度所得証明書(令和5年分)

選考 募集期間終了後、選考委員会を開催し、決定します。

📅 12月2日(月)～23日(月)までに提出書類を持参

控除の対象	控除額の計算方法	備考
給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者	10万円×人数=A	給与所得等が10万円未満のときは、その所得額。
同居親族および同居しない扶養親族	38万円×人数=B	同居親族数は、町営住宅へ入居しようとする家族(婚約者および内縁関係にある者を含む)のうち、申込者本人以外の人数。収入がある方も含む。
老人扶養親族 老人控除対象配偶者	10万円×人数=C	
特定扶養親族	25万円×人数=D	
障害者	27万円×人数=E	
特別障害者	40万円×人数=F	
寡婦控除	27万円=G	所得が27万円未満のときは、その所得額
ひとり親控除	35万円=H	所得が35万円未満のときは、その所得額
控除額合計=A+B+C+D+E+F+G+H		

教育相談

教育総務課 ☎85-5015

幼稚園・学校教育に関して、教育指導員が相談をお受けします。

📅 随時

📍 役場1階 町民相談室など

📄 不登校、いじめなど、幼稚園・学校教育全般に関すること

就園・就学相談

教育総務課 ☎85-5015

お子さんの就園・就学などに関して、指導主事が相談をお受けします。

📅 随時

📍 役場1階 町民相談室など

📄 不就園・就学や発達障がいに関すること

📄 持ち物 📄 主催 📄 申し込み 📄 問い合わせ先 [市外局番がないものは(0465)です。] 📄 ホームページ

おしらせ

町立幼稚園満3歳児保育事業（試行） 利用希望者募集

教育総務課 ☎85-5015

幼稚園教育への理解を深めていただくため、未就園児とその保護者を対象に、満3歳児保育を試行します。

日 2025年1月～3月

毎週火・木・金曜日9:30～11:30
※ 休園日、特定の園行事日を除きます。
※ 保護者も保育に参加していただきます。
※ 午前保育のため弁当は不要です。

場 大井幼稚園・大井第二幼稚園

対 2024年4月～12月に3歳の誕生日を迎えるお子さんと、2025年4月から当該実施園に入園を希望する方

定 各園6人程度

※ きょうだい関係の方の入園を優先して、定員に達した時点で受け入れを終了します。

費 実費徴収あり（教材費など）

申 12月9日（月）～11日（水）に直接

※ 後日簡単な面接を行います。お子さんと一緒にお越しください。

国民健康保険特定健康診査を受けましょう

町民課 ☎85-5007

国民健康保険の特定健診は国が定めた健康診断です。

40～74歳の方を対象に、内臓脂肪の蓄積が原因となり起きる糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の兆候を見つけ、生活習慣の改善、疾病の進行や重症化の予防を目的としています。1年に1回は健康診断を受け、自分の身体の状態を知っておきましょう。

期 2025年3月31日（月）まで

費 無料

（健診料14,000円相当が無料です）

持 受診券、マイナ保険証、国民健康保険証または資格確認書

※ 転入や社会保険の喪失などで、2024年4月1日以降に国民健康保険に加入した対象の方には、受診券を順次発送します。

※ 受診券を紛失した方は、町民課へご連絡ください。

※ 人間ドックの受検費用の一部助成を実施しています。対象となる方などの詳細は、町ホームページをご覧ください。か町民課までお問い合わせください。

ふれあい農園 利用者募集

地域振興課 ☎85-5013

ふれあい農園利用者を募集します。野菜作りに興味のある方はぜひご応募ください。

場 第一ふれあい農園（金手961-1）

第二ふれあい農園（金手417-1）

対 町内在住の方

貸付期間 2025年1月1日

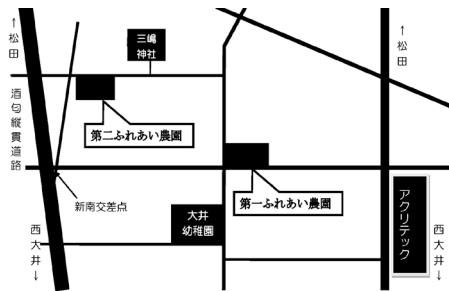
～12月31日

※ 最長5年まで継続利用可

費 年間3,000円

申 12月13日（金）までに直接か電話

※ 申込多数の場合は12月18日（水）に抽選会を実施します。



大井町中小企業小口資金融資制度のご案内

地域振興課 ☎85-5013

2024年5月から、町内に事業所を有する中小企業事業者向けに、低金利（年利1.8%固定）で融資が受けられる小口資金融資制度を開始しています。

町内取扱金融機関

- ・さがみ信用金庫
上大井支店、大井支店
- ・スルガ銀行 大井松田支店

また、融資を受ける際に必要となる信用保証料にかかる補助制度も併せて受けられますので、ぜひご活用ください。融資のお申し込みは取扱金融機関融資担当窓口にご相談ください。

中小企業小口資金融資

取扱金融機関融資担当窓口

中小企業信用保証料補助金

地域振興課窓口



▲小口資金融資について



▲保証料補助について

「野焼き」の注意！

生活環境課 ☎85-5010

屋外での焼却行為、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で厳しく制限されています。

たとえ少量でも家庭での焼却は禁止です

家庭でのごみの焼却は禁止されています。ドラム缶やコンクリートブロック積みでの焼却も、野焼きと同じこととみなされます。たとえ少量の焼却であっても、悪臭や煙などにより近所の方に迷惑をかけるので、家庭から出るごみは燃やさないで、しっかり分別してごみ収集所へ出しましょう。



農作業でも内容により指導の対象になります

農業に伴うやむを得ない軽微な焼却は例外として認められています（合成樹脂、ゴム、木材、油脂類、布、紙は除く）。しかし、常に風向きや時間帯、燃やす量、住宅との距離などを考慮してください。例外として認められていても、周辺にお住まいの方への配慮は忘れないようにしましょう。また、周辺にお住まいの方もどうかご理解をお願いします。

思わぬ事故を引き起こします

野焼きは風向きにより思わぬ方向に影響を及ぼす恐れがあります。山林火災となる事故が発生したり、煙が道路上を漂い、運転者の視界を遮って交通事故を引き起こしたりするという事例もあります。また、煙にまかれて健康に被害を及ぼしたり、火災と間違えられて消防車が出動したりといった生活環境へ支障も生じています。

周辺の生活環境に配慮し、お互いに住みよい町にしましょう。

大井町 LINE アカウント



アカウントID
⇒ @oitown

おぼろ豆腐を作ってみよう！ 豆からとうふをつくる体験！

農業体験施設四季の里 ☎82-3751
メール shikinosato@taikenkankou.com

一晩水につけた大豆を煮ると、湯葉。
その次は、豆乳ができます。出来立て
を味見しながらの楽しい体験です！
「おぼろ豆腐」と「おから」もおいしい
レシピで召し上がっていただきます。
大豆本来の濃厚な旨みと甘みが魅力の
手づくり豆腐に、親子やお仲間とチャレ
ンジしませんか？

日 2025年1月18日(土)
10:00～12:00
(受け付け9:30～)



▲申し込みフォーム

場 四季の里 体験室

定 10人

費 1,000円(当日現金支払い)

※ 1,200円(町外)

持 エプロン、三角巾、タオル

申 12月20日(金)までにメール、申し
込みフォーム、電話・直接(平日9:00
～17:00)のいずれか

スポーツ

小中学生総合体育館開放日

総合体育館 ☎82-9799

卓球

日 12月14日(土) 9:00～17:00

場 多目的室(4面)

持 体育館シューズ、用具(小中学生貸出可)

未病改善 Enjoy! ニュースポーツ

生涯学習課 ☎85-5016

日 12月11日(水)、25日(水)
10:30～12:00

場 総合体育館

内 ボッチャ、ガラッキーほか

持 体育館シューズ

ニュースポーツ体験

生涯学習課 ☎85-5016

気軽にできるニュースポーツを体験して
みませんか？

バードフォロウ、ワンバンドふらばー
バレーボール、ガラッキー、レクリエー
ション吹き矢などの体験ができます。

日 12月20日(金) 19:30～

場 総合体育館

持 体育館シューズ、タオル、飲み物

トレーニングルーム講習会

総合体育館 ☎82-9799



日 12月21日(土) 15:00～16:30

場 総合体育館

対 義務教育期間を終了した方

定 30人

持 体育館シューズ

申 12月20日(金)17:00まで
に電話か申し込みフォーム



▲申し込み
フォーム

生涯学習センター・総合体育館休館日

12月23日(月)、
12月28日(土)～
2025年1月5日(日)

みんなの 掲示板

みんなの掲示板は、町民の皆さんが主催するイベント
などの情報を掲載するコーナーです。掲載内容の責任
は主催者にあります。

詳細は各団体にお問い合わせください。

※ みんなの掲示板をご利用になりたい方

は、町ホームページをご確認ください。▲町ホームページ



催し物

イベント	日時	場所	問い合わせ	備考
「日日是好日」の 映画上映会 茶道を通して 人生を学ぶ物語 (出演：樹木希林)	12月21日(土) 13:30～15:20	生涯学習 センター ホール	大井町良い映画 を見る会 ☎0465-87-5799 (石黒) ☎090-1794-4464 (西村) ☎080-1904-4928 (田澤)	・事前にチケット購入 (800円) ・高校生以下無料 ・対象：町内在住、在 勤、在学の方、近 隣自治体住民の方
第14回おおいゆめ の里俳句大会 多くの皆さんの ご参加をお待ちし ています。	2025年 3月8日(土) 10:00～16:00 「作品募集」 投句締切日 1月9日(木)	そうわ会館 ※送迎バス あり(新松田駅 9:30発)	おほみ俳句会 ☎0465-83-0880 (小野)	・当日は申込不要 (投句代500円) 作品募集：「朧」「堇」 2句1組(1,000円) ・投句用紙や送付先 は生涯学習センター 入口の俳句掲示板 をご覧ください。

ごみの減量 大作戦！

「3010(さんまるいちまる)運動」・「食べきり運動」・「てまえどり」

生活環境課 ☎85-5010

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は472
万トン(農林水産省及び環境省「令和4年度推計」)発生しています。

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2022年で年
間480万トン)にほぼ相当します。

町では、皆さんに「食品ロス」の問題を知っていただき、その減らす取り組み
として「3010運動」「食べきり運動」「てまえどり」を推進します。

◆会食の場では「3010運動」

はじめの30分間と終わりの10分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。

◆家庭では「食べきり運動」

・毎日の食事は食べきれぬ適量を作りましょう。

・食材は使い切りましょう。

・少量やばら売りを利用しましょう。

・外食は無理なくおいしく食べられる量を注文しましょう。

→どうしても食べきれない料理を持ち帰りする「mottECO(もってこ)」(食
べ残しを持ち帰る行為の愛称)は、飲食店の方の説明をよく聞いて、食
中毒のリスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行ってください。

◆お買い物では「てまえどり」

買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選びましょう。

(※)食品ロス…本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品



持 持ち物 主 主催 申 申し込み 問 問い合わせ先 [市外局番がないものは(0465)です。] ホ ホームページ

お知らせ

盛土規制法の運用についての説明会

県砂防課 ☎045-210-6511

県では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)の運用開始に向けて、「盛土規制法の運用についての説明会」を次のとおり開催します。

日 2025年1月24日(金) 14:00～(2時間程度予定)

場 かながわ県民センター2階 県民センターホール(横浜市神奈川区鶴屋町2丁目24-2)

定 260人程度(先着・申込制)

申 県砂防課ホームページをご覧ください。

足柄上地区新可燃ごみ処理施設に係る施設整備基本計画(素案)にかかる意見募集(パブリックコメント)

生活環境課 ☎85-5010 FAX 82-3295
メール seikatsu@town.oi.kanagawa.jp

足柄上地区1市5町(南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)では、2021年4月に「足柄上地区ごみ処理広域化に向けた基本方針」を策定し、地区内の3つの可燃ごみ処理施設を集約し、新しい可燃ごみ処理施設を整備する事業を進めています。

この施設整備基本計画は、新しい可燃ごみ処理施設の規模や処理方式等の施設整備に関する基本的事項をまとめ、施設整備の基礎資料とすることを目的として策定します。

策定にあたり町民の皆さんから意見を募集します。意見のある方は、次の期間内にお寄せください。

期 12月17日(火)～2025年1月16日(木)

※ 考え方の公表時期:2025年4月頃
閲覧場所 生活環境課、町ホームページ

※ 窓口での閲覧は開庁日のみ。

提出方法 氏名(名称)、住所(所在地)、意見の3点を記入し、直接、郵送、メール、FAXのいずれか

※ 電話または来庁による口頭での申し出は受け付けできません。

総合相談

協働推進課 ☎85-5004

日 12月17日(火) 10:00～12:00
場 生涯学習センター2階 第4会議室
内 人権・行政運営・心配ごとなどについて、総合相談員がお話を伺います。
※ 相談時間は1人20～30分です。
※ 毎月17日(土日祝日の場合は翌開庁日)に行っています。

イベント

オレンジカフェ ひだまり

福祉課 ☎83-8024

物忘れが気になる方や、そのご家族、地域の方や専門職が気軽に集まり、お茶を飲みながら交流を楽しんだり、くつろいだりするカフェです。医療や介護について専門職にも相談できます。

日 12月9日(月) 10:00～11:30

場 保健福祉センター2階

内 音楽会

講 深澤やよいさん

費 250円(飲み物代)

申 12月3日(火)までに直接か電話

生物多様性豊かなビオトープ作り

(一社)コンコントフィールド
☎090-5406-7149(小宮)

おおいゆめの里の、昔田んぼだった場所です。みんなでさまざまな生きものが集まるビオトープを作しましょう!

日 2025年1月13日(月・祝) 9:00～16:00

場 おおいゆめの里

定 40人

内 おおいゆめの里の「芭蕉」が生えて水が湧く場所を、坂田さん監修の下で、自分たちの手で、多種多様な生物の集うビオトープを作る企画です。

講 坂田昌子さん((一社)コモンフォレストジャパン理事)

費 一般:3,000円

町内在住・在勤またはコンコントフィールド会員:1,500円

持 お弁当、飲み物、お持ちの方は剪定ばさみ、のこぎり、スコップ

服装:汚れてもよい服装、長靴

申 2025年1月6日(月)までに申し込みフォームから

精神保健福祉相談 (専門医による無料相談)

小田原保健福祉事務所 足柄上センター
保健予防課 ☎83-5111(内線424)

不眠、うつ、アルコール依存などのこころの不調に関する相談を、精神科医師と福祉職がお受けします。

※ 事前予約制

日 12月10日(火) 13:30～

2025年1月14日(火) 13:30～

2025年2月18日(火) 13:30～

※ いずれも1人1時間程度

場 足柄上合同庁舎 4階

申 電話

家族介護支援事業(認知症高齢者家族会) 認知症家族のつどい

福祉課 ☎83-8024

認知症の方を介護している(介護した経験がある)ご家族の方、日頃の何気ないことや思い、体験をお話してみませんか。

日 12月19日(木) 10:00～11:30

場 保健福祉センター2階 第1ボランティア室

費 飲み物代(実費)

申 初めて参加される方は、前日までに直接か電話

大井町ふれあいスキー

生涯学習課 ☎83-5409

スキーを通して子どもたちと指導者がふれあいを深めることを目的に「大井町ふれあいスキー」を開催します。児童生徒はもとよりスキーを教えていただける指導者の方も募集します。

日 2025年3月1日(土)～2日(日) 1泊2日

場 信州松本野麦峠スキー場
宿泊:野麦の里温泉ロッジ

対 小学5年生～中学3年生(町内在学在住)

定 小中学生25人、一般指導者(スキーを教えられる方)20人(先着順)

費 子ども19,000円、指導者21,000円
※ 交通費、リフト代、保険料、宿泊費込み(レンタル代は別途)

※ 参加費・レンタル代は2月9日(日)の事前説明会時に徴収します。

主 青少年指導員協議会(共催:大井町教育委員会)

申 12月4日(水)～2025年1月10日(金)の8:30～17:15に申込書を生涯学習課へ(12月28日～1月5日を除く)

子育て・福祉

◆各事業の詳細は大井町生活カレンダーをご覧ください。

子育て健康課 ☎ 83-8012

3歳6か月児健診

☎ 12月13日(金) 受付時間は個別に通知
刈 2021(令和3)年6・7月生まれ

3か月児健診

☎ 12月10日(火) 受付時間は個別に通知
刈 2024(令和6)年8月生まれ

親子相談 予約制

☎ 12月17日(火) 13:15 ~ 15:30
申 電話

エンジョイ!マタニティ 予約制

☎ 12月16日(月) 受付 13:00 ~ 13:15
場 保健福祉センター 2階 保健指導室
刈 妊婦とその夫
内 赤ちゃんとの生活(赤ちゃんのお風呂など)
持 母子健康手帳、筆記用具
申 電話

お誕生前健診

☎ 各医療機関にお問い合わせください。
場 足柄上・小田原地区の小児科医
刈 満10 ~ 11カ月児

1歳児育児教室

☎ 12月19日(木) 受付時間は個別に通知
刈 2023(令和5)年11・12月生まれ

子育て支援センター お楽しみ会

☎ 12月23日(月) 10:30 ~
(受付 10:15 ~)
場 ふれあい館 2階
内 ぱたぱたママさんをお迎えしてクリスマス会を開きます♪ サンタさんも来るかな?
費 親子1組で100円
持 お子さんの飲み物

福祉課 ☎ 83-8024

障がいのある方やご家族の相談

☎ 12月10日(火) 14:00 ~ 16:00
場 保健福祉センター 2階 第3会議室
内 生活上の悩みや困っていることなどの相談を相談支援センター「りあん」の相談支援専門員がお受けします。

漏水修理当番 生活環境課 ☎ 85-5011

12月1日~7日 木村設備工業 ☎ 83-5053
12月8日~14日 ナカネン ☎ 83-6625
12月15日~21日 石澤管工事 ☎ 83-4533
12月22日~28日 矢口水道工業 ☎ 82-2656
12月29日 西湘設備工業 ☎ 82-9916
12月30日 平石設備工業 ☎ 82-4711
12月31日 木村設備工業 ☎ 83-5053

・宅地内の漏水修理代金は、自己負担です。
・土日祝日の開閉栓はできません。引っ越しをする方は早めに連絡をしてください。

お悔やみ申し上げます

(10月26日~11月10日届出分)
2件/届出10件

氏名	年齢	自治会
ひらの まさあき 平野 正明	87	上大井
かわの みつる 川野 満	80	下山田

(敬称略)

※ご遺族に掲載の希望を伺っています。

今月の納付

- 個人町県民税随期分
 - 固定資産税 3期分・随期分
 - 軽自動車税種別割随期分
 - 国民健康保険税 7期分
 - 後期高齢者医療保険料 6期分
 - 介護保険料 6期分
 - 保育所保育料 12月分
 - 上下水道使用料 10・11月分
 - し尿処理手数料料 10・11月分
 - 下水道受益者負担金 3期分
 - 住宅使用料 1月分
 - 児童コミュニティクラブ保育料 12月分
- 今月の口座振替日は
2025年1月6日(月)です

ごみの分別辞典「ごみサク」

分別に迷ったときには▶
ごみの出し方も町ホーム
ページでご覧いただけます



お~い! 元気会

福祉課 ☎ 83-8024

(荒天時中止の場合有)

刈 60歳以上の町民の方
初めて参加される方は
福祉課にご連絡ください。

参加費	持ち物
300円	水分、タオル、上履き

そうわ会館送迎

12:47	下山田自治会館
12:50	ピオトピア入口バス停
12:55	篠窪自治会館
13:06	高尾多目的集会所
13:15	赤田自治会館

日程	会場	時間	毎回のテーマ
12月5日(木)	市場自治会館	9:30 ~ 11:30	変わり文字で干支(巳)を 描こう
	宮地自治会館	13:30 ~ 15:30	
12月6日(金)	金手自治会館	9:30 ~ 11:30	
	根岸下自治会館	13:30 ~ 15:30	
12月10日(火)	西大井自治会館	9:30 ~ 11:30	みんなでハッピーバースデー! 誕生日会
	上大井自治会館	13:30 ~ 15:30	
12月12日(木)	河原自治会館	9:30 ~ 11:30	変わり文字で干支(巳)を 描こう
	柳多目的集会所	13:30 ~ 15:30	
12月13日(金)	ふれあい館	9:30 ~ 11:30	
	そうわ会館	13:30 ~ 15:30	
12月17日(火)	根岸上自治会館	9:30 ~ 11:30	みんなで楽しくクリスマス 音楽会♪
	吉原自治会館	13:30 ~ 15:30	
12月19日(木)	市場自治会館	9:30 ~ 11:30	
	宮地自治会館	13:30 ~ 15:30	

「お~い! 元気会」の1日の流れ

受付 ⇒ 血圧測定 ⇒ 舌体操・口コモ体操・元気体操 ⇒ 毎回のテーマ ⇒ 談笑の時間